

# あなたの住民税（町民税・県民税）が大きく変わります

税源移譲により、平成19年から所得税と住民税の税率が変わります

何が変わるの？

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の柱といえるのが「税源移譲」です。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。約3兆円の税源が国から地方へ移譲されます。

どう変わるの？

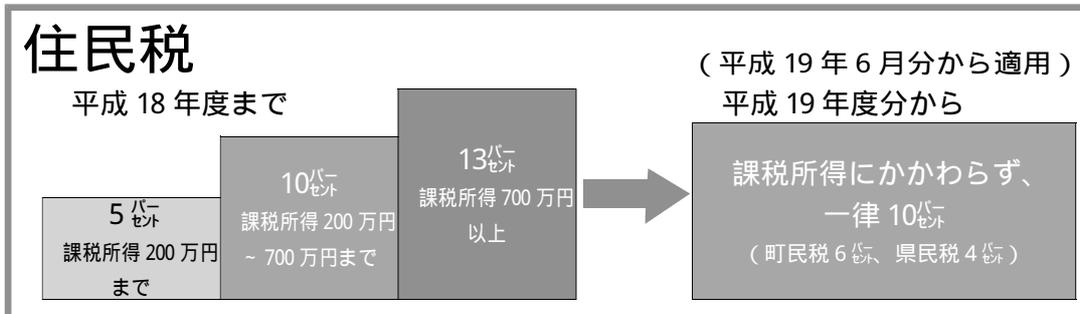
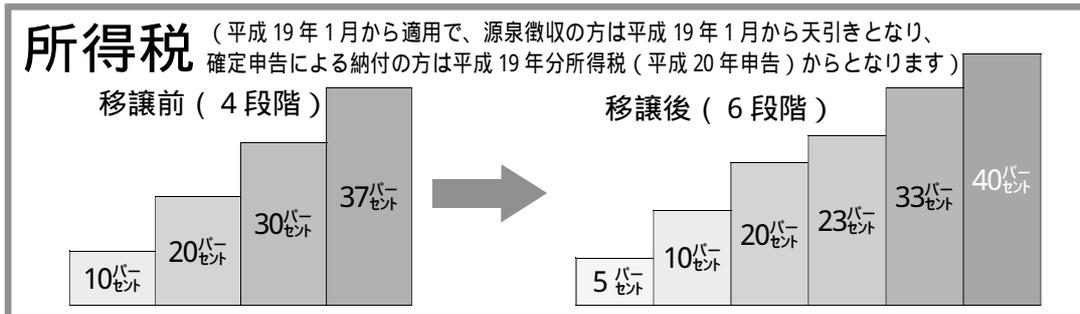
## 所得税

4段階の税率を6段階に細分化  
（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

## 住民税

3段階の税率から一律10パーセントに  
（町民税6パーセント、県民税4パーセント）

ほとんどの人は平成19年1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。



（モデルケース）税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

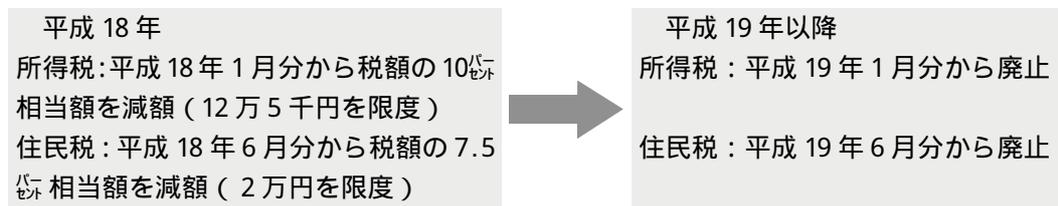
給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。（詳しくは左のページをご覧ください）

## 定率減税を廃止

平成 11 年から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成 19 年 1 月分、住民税は平成 19 年 6 月分から)



(モデルケース) 夫婦 + 子ども 2 人、給与収入 700 万円(年額)

平成 18 年
住民税 196,000 円
・定率減税 14,700 円
所得税 263,000 円
・定率減税 26,300 円
<b>合計 418,000 円</b>

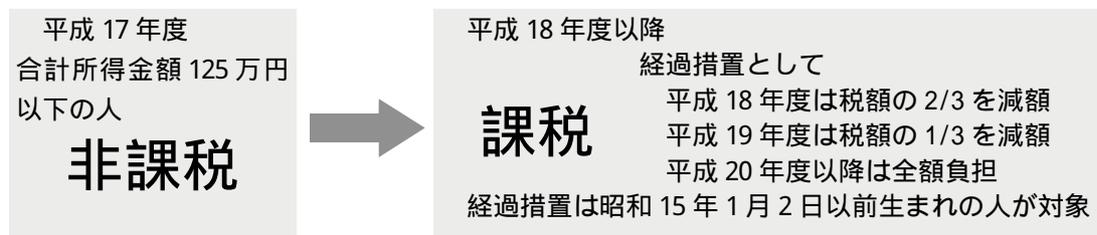
平成 19 年
住民税 293,500 円(+ 97,500 円)
・定率減税 廃止(+ 14,700 円)
所得税 165,500 円(- 97,500 円)
・定率減税 廃止(+ 26,300 円)
<b>合計 459,000 円(+ 41,000 円)</b>

( )内の数字は前年度比の金額。  
子どものうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

## 住民税の老年者非課税措置を廃止(経過措置があります)

平成 17 年 1 月 1 日現在、65 歳以上の人(昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は、平成 17 年度まで住民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成 18 年度から廃止されました。

ただし、急激な税負担を緩和するため、経過措置がとられています。



(モデルケース) 70 歳独身、年金収入 200 万円(年額)

平成 17 年度
住民税 非課税
所得税 34,800 円
・定率減税 6,940 円
<b>合計 27,840 円</b>
<b>【税額 27,800 円】</b>

平成 18 年度
住民税 19,900 円
・定率減税 1,500 円
・(住民税 - 定率減税) × 2/3 12,267 円
所得税 34,800 円
・定率減税 3,480 円
<b>合計 37,453 円</b>
<b>【税額 37,400 円】</b>

平成 19 年度
住民税 37,300 円(+ 17,400 円)
・住民税 × 1/3 12,434 円
所得税 17,400 円(- 17,400 円)
<b>合計 42,266 円</b>
<b>【税額 42,200 円】(+ 4,800 円)</b>

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

平成 20 年度以降は、経過措置が廃止となり、住民税 37,300 円と所得税 17,400 円の合計 54,700 円で、平成 19 年度に比べ、12,500 円の増となります。(各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、この他均等割が課税されます)なお、土地の譲渡所得や株取引などの所得がある方は計算が異なります。

税制改正について、詳しくは役場住民課(電話 72 - 0333)までお問合せください